五、北見シグナス商事株式会社に対する件

昭和五三年（排）第八号

排除命令

北海道北見市北二条西二丁目一〇番地

北見シグナス商事株式会社

右代表者　代表取締役　長谷川　信幸

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　北見シグナス商事株式会社は、一般消費者を対象に、昭和五二年一二月二四日から三〇日までを期間とし、「今年最後の売りおさめ」と称して行った懸賞によらない景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定に違反したものである旨及び右景品類の提供と北見二条商店街等所在の小売業者と共同して行った懸賞による景品類の提供とを同時に行ったことは、同法同条の規定に基づく「カラーテレビ業における景品類の提供に関する事項の制限」（昭和四四年公正取引委員会告示第八号）第一項の規定に違反するものである旨を、速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければな

らない。

二　同社は、今後一年間、一般消費者を対象に、懸賞によらない景品類の提供を行うときは、あらかじめ、当委員会に届け出なければならない。

三　同社は、第一項に基づいて行った公示について、速やかに、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　北見シグナス商事株式会社（以下「北見シグナス」という。）は、肩書地に本店を置き、家庭用電気製品等の小売業を営む事業者である。

二(一)　北見シグナスは、一般消費者を対象に、「今年最後の売りおさめ」と称し、昭和五二年一二月二四日から三〇日までを期間とし、期間中に、

イ　「ヤマハＶＩ」（販売価格二三万八〇〇〇円）及び「ビクターＤ三三三」（販売価格二三万六八〇〇円）と称するシステムコンポーネントステレオの購入者に対し、一三型カラーテレビ（約六万円相当）を提供すること

ロ　一六型以上のカラーテレビ（最低販売価格七万九八〇〇円）の購入者に対し、こも樽詰清酒一級一・八リットル（約二、四〇〇円相当）等を提供すること

を企画し、この企画に基づき、右景品類を提供した。

(二)　北見シグナスは、前記景品類の提供と同時に、北見二条商店街等所在の小売業者約二〇〇名と共同して、一般消費者を対象に、「北見中心商店街年末年始連合大売出し」と称し、昭和五二年一二月一五日から昭和五三年一月三日までを期間として、カラーテレビほか同社が販売する商品の購入額三、〇〇〇円ごとに抽せん券一枚を与

え（その他に、二〇〇円、五〇〇円又は一、〇〇〇円の抽せん補助券を購入額に応じて適宜提供）、抽せんにより、最高現金一〇万円ほかの景品類を提供することを企画し、この企画に基づき、右景品類を提供した。

三(一)　一般消費者に対して懸賞によらないで提供することができる景品類の価額は、景品類の提供に係る取引の価額が一、〇〇〇円以上五〇万円未満の場合は、取引価額の一〇分の一までであるところ、北見シグナスが前記二(一)イにより提供した景品類の価額は、この制限を超えるものである。

(二)　また、北見シグナスは、カラーテレビを販売する事業者であるから、カラーテレビの販売に当たっては、前記二(一)ロの懸賞によらない景品類と前記二(二)の懸賞による景品類とを同時に提供することはできないものである。

法令の適用

前記事実によれば、北見シグナスの行為のうち、

一　事実二(一)イの行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第一項

二　前記事実二(一)ロ及び二(二)の行為を同時に行ったことは、同法第三条の規定に基づく「カラーテレビ業における景品類の提供に関する事項の制限」第一項

の規定に、それぞれ違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和五三年四月二一日

公正取引委員会

委員長　橋口　收

委員　熊田淳一郎

委員　野口一郎

委員　後藤英輔